

秋田県耐震改修促進計画（第3期計画）

令和3年3月
（令和5年3月一部改定）
秋田県

目 次

はじめに

第1 計画の位置付け

- 1 計画の位置付け・目的
- 2 計画期間

第2 県内で想定される地震の規模及び被害の状況

- 1 秋田県地震被害想定調査
- 2 秋田県における地震被害想定

第3 住宅・建築物の耐震化の状況及び目標

- 1 住宅の耐震化について
- 2 特定建築物の耐震化について
- 3 公共建築物の耐震化について

第4 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震化の促進に関する基本方針
- 2 県・市町村・県民(建築物所有者等)・関係団体の役割
- 3 耐震化の促進を図るための施策
- 4 地震時の総合的な安全対策

第5 計画の推進に向けて

- 1 法に基づく指導・助言等
- 2 市町村耐震改修促進計画
- 3 関係団体との連携

はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災において、昭和56年の建築基準法改正における新耐震設計基準^(※1)以前の住宅・建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」と表現します。)が制定されました。

本県では、耐震改修促進法に基づき、平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画(以下「県計画」と表現します。)」を策定し、平成28年3月には、県計画(第2期)として見直しを行い、建築物の耐震化の促進に向けて取り組んでいるところですが、今後の大規模な地震の発生に備え、建築物の耐震化をより一層進める必要があります。

このような状況を踏まえ、引き続き建築物の耐震化を促進するため、令和3年度以降の5カ年を計画期間とする「秋田県耐震改修促進計画(第3期計画)」を新たに策定することとしました。

第1 計画の位置付け

1 計画の位置付け・目的

本計画は、耐震改修促進法第5条第1項に基づき策定する計画であり、「秋田県地域防災計画」を上位計画として、主に昭和56年5月以前の構造設計基準で建築された住宅・建築物の耐震化の促進を図るための基本的な方向性を示す計画として策定します。

2 計画期間

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

※1. 昭和56年6月1日から施行された改正建築基準法による構造設計基準(新耐震基準)。昭和56年5月以前の構造設計基準(旧耐震基準)で建てられた建築物は、それ以降(新耐震基準)のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

第2 県内で想定される地震の規模及び被害の状況

1 秋田県地震被害想定調査

本県では、日本海中部地震を教訓として地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできました。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対処、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにしました。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、平成8年度以来2回目となる地震被害想定調査を実施し、調査結果を平成25年8月に公表しました。

2 秋田県における地震被害想定

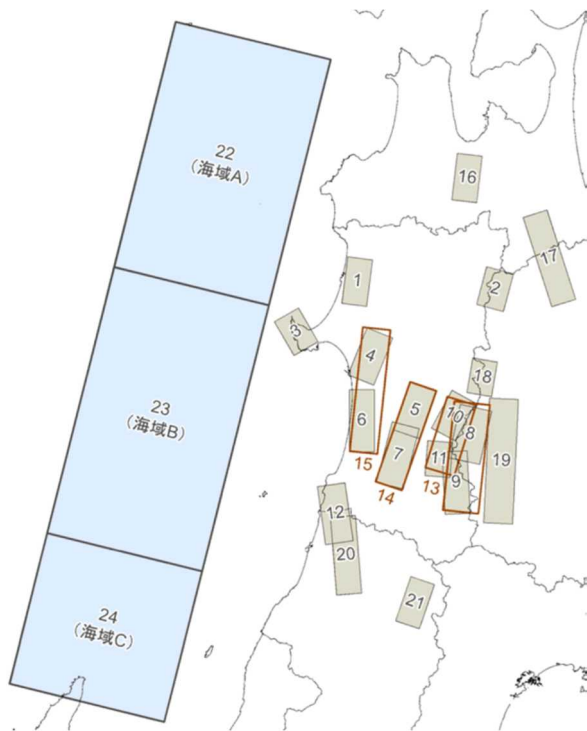
地震被害想定調査は、国の地震調査研究推進本部の評価した地震や過去に発生した地震を元に想定された地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握したものであり、各想定地震の発生確率は検討していません。

東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえ、連動地震を含め27パターンの地震を想定しています。

表-1 想定地震一覧表

No.	想定地震	M	想定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真屋山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真屋山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真屋山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B(佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C(新潟県北部沖、山形県沖を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A+B連動	8.5	県独自
26	海域B+C連動	8.3	県独自
27	海域A+B+C連動	8.7	県独自

図-1 想定地震の震源域



県では、全 27 パターンの地震をもとに震度分布を予測し、影響を受ける人口の多い震源域について震度分布図を作成しており、報告書(概要版)において、陸域・海域の別、単独・連動の別、県内に与える影響を考慮して8パターンの震度分布図を示しました。それら8つの想定地震に対する被害想定は表-2 のとおりです。

なお、地震発生時間帯は、被害が最大となる「冬の深夜(午前2時)」を想定しています。

表-2 想定地震ごと(8 想定を抜粋)の建築物、人的被害の想定結果一覧

想定地震	能代断層帯	花輪東断層帯	天長地震	北由利断層	秋田仙北地震	横手盆地 真昼山地 連動	海域A	海域 A+B+C 連動	
マグニチュード	7.1	7.0	7.2	7.3	7.3	8.1	7.9	8.7	
最大震度	7	7	7	7	7	7	6弱	7	
最大震度の市町村	能代市 三種町	鹿角市	秋田市 湯上市	秋田市 由利本荘市	大仙市 横手市	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 東成瀬村	能代市 男鹿市 湯上市 三種町 八峰町 井川町 大湯村	男鹿市 三種町	
建築物存在棟数 ※最大震度市町村内存在棟数	66,974棟	25,868棟	173,712棟	225,538棟	139,638棟	234,770棟	131,468棟	42,180棟	
建物被害	全壊棟数(全県)	16,870棟	1,111棟	26,619棟	30,007棟	23,783棟	72,594棟	8,512棟	60,741棟
	最大震度市町村における全壊率	(22.4%)	(3.8%)	(11.7%)	(12.2%)	(12.5%)	(28.4%)	(2.8%)	(27.1%)
	半壊棟数(全県)	18,799棟	2,782棟	43,005棟	48,578棟	40,809棟	62,000棟	6,028棟	82,241棟
	最大震度市町村における半壊率	(23.2%)	(10.2%)	(20.5%)	(19.7%)	(7.1%)	(23.6%)	(3.8%)	(53.7%)
焼失棟数(全県)	34棟	2棟	71棟	62棟	478棟	1,034棟	4棟	144棟	
人的被害	死者数(全県)	895人	58人	1,329人	1,573人	1,323人	4,524人	79人	12,606人
	最大震度市町村における死亡率	(1.1%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.6%)	(1.5%)	(0.0%)	(3.5%)
	負傷者数(全県)	4,491人	504人	8,505人	9,898人	8,195人	18,183人	922人	14,332人
最大震度市町村における負傷者率	(5.1%)	(1.5%)	(2.0%)	(2.3%)	(3.1%)	(5.6%)	(0.5%)	(5.0%)	
避難者数	4日後(全県)	39,572人	7,280人	136,420人	147,918人	94,657人	152,464人	41,687人	190,562人
	最大震度市町村における避難者率	(40.7%)	(18.8%)	(31.2%)	(31.3%)	(27.2%)	(37.9%)	(13.0%)	(40.1%)

※ 建築物存在数は最大震度市町村内の棟数。「平成 24 年度固定資産の価格等の概要調査」(秋田県税務課作成)による推計値。

※ 人的被害では、建物の全壊棟、急傾斜地崩壊、火災延焼に伴う死者数・負傷者数を算出。なお、人口データは、平成 22 年度国勢調査の町丁字別の人口データを建物の分布に応じて 250m メッシュに按分した後、市町村別に再集計したもの。

※ 避難者は、建物被害による避難者と、建物被害はないが断水による避難者を想定。

※ 避難者数は、全壊で 100%、半壊で 50.3%として想定。ただし、冬期は半壊でも 100%避難と仮定。また、断水による避難者数は、避難率(1 日後)36.2%、4 日後には断水人口の 5 割回復として算出。

※ カッコ内は、各項目に対応する最大震度市町村内の建築物棟数及び人口に占める割合。

調査結果によると、地震動による被害では主に以下のような特徴が見られます。

- ◆ 人的被害のほとんどが建物の倒壊によるものです。
 - ・ 人的被害(死者及び負傷者)の原因では、建物の倒壊が約9割を占めます。
 - ・ 本県は、現在の耐震基準の導入以前(昭和 56 年以前)に建築された建築物が過半数であり、被害拡大の要因となっています。
- ◆ 冬の深夜の被害が最大となります。
 - ・ 冬期は、積雪による荷重により建物倒壊数が増加します。
 - ・ 深夜は、日中に比べて避難に時間を要するほか、在宅率が高く、建物倒壊等による人的被害が増加します。
- ◆ 多数の避難者が発生します。
 - ・ 建物被害によるほか、断水の長期化等により数万人から十数万人の避難者が発生します。

調査結果は、実際に発生する被害量を予測したものではなく、個々の施設や地点を具体的に評価したものではありませんが、上記の被害想定や近年の全国的な地震被害を踏まえ、建物の倒壊による人的被害を防ぐことはもちろんのこと、さらには、被災後の避難者を受け入れる施設を確実に確保することは重要な課題であり、大地震の発生に備え、建築物の耐震化を進める必要があります。

第3 住宅・建築物の耐震化の状況及び目標

1 住宅の耐震化について

住宅の耐震化については、平成 27 年度末時点での耐震化率 70.8%から、令和2年度末の耐震化率 85%を目標とし、その達成のためには、耐震化率を年間約 2.8 ポイント向上させるよう取り組む必要があるとして、住宅の耐震診断及び改修の促進に取り組んできました。

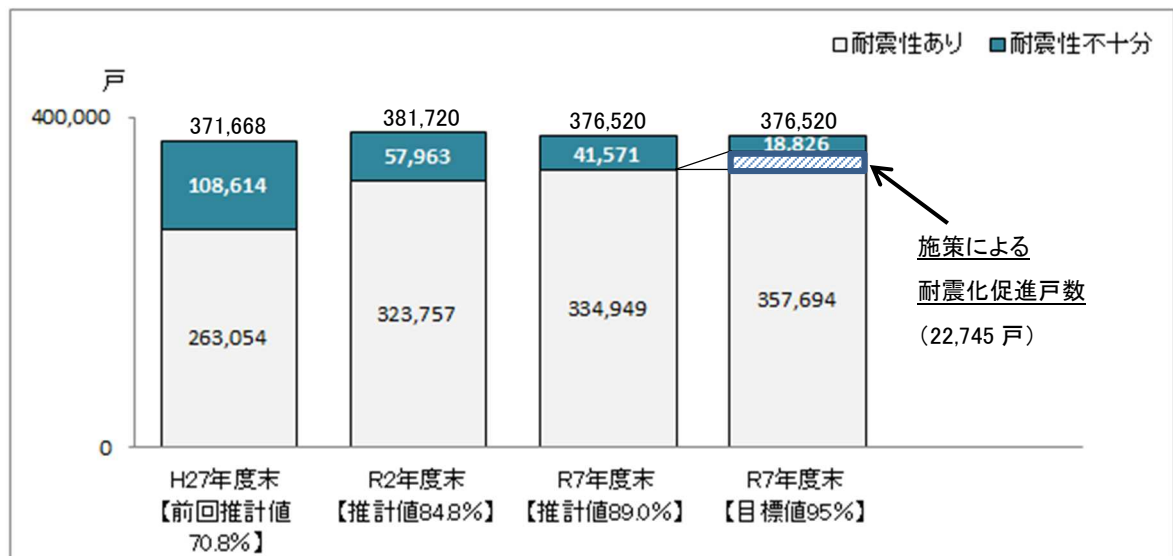
取り組みの結果、平成 30 年度住宅・土地統計調査結果による、令和 2 年度末の住宅の耐震化率の推計値は 84.8%であり、住宅の耐震化が進んでいる状況です。

表-3 住宅の耐震化率の推計値

	目標耐震化率	【実績】耐震化率
住宅	85%(令和 2 年度末)	84.8%(令和 2 年度末)

震災時の県民の安全確保するため、生活の拠点である住宅の耐震化は重要であることから、住宅耐震化の目標値を【令和7年度末 95%】と定め、引き続き、県内市町村や関係団体との連携により、住宅の耐震化の促進に努めます。

図-2 住宅の耐震化率の目標及び現状

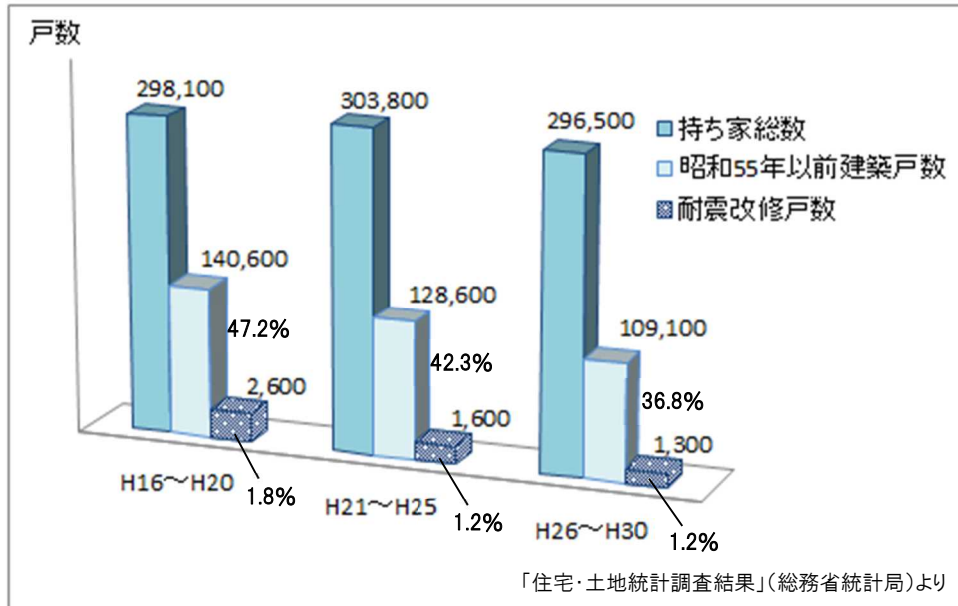


昭和 56 年5月以前の構造設計基準で建築された住宅は、耐震診断を実施して耐震性能を把握することが重要ですが、県内の持ち家における耐震診断の実施率は、全国の中でも低い割合になっています。

令和7年度末の耐震化率の目標達成に向けて、まずは耐震診断の実施割合を増加するため、県内市町村及び関係団体との連携により耐震診断に対する補助制度の普及や住宅の耐震化への意識啓発に重点的に取り組むこととし、耐震診断の実施率の向上に努めます。

あわせて、耐震改修の実施のほか、新耐震基準を満たす住宅への建て替えも含め、住宅所有者が適切かつ円滑な選択ができるような環境整備に努め、住宅耐震化の目標達成に向けて取り組みます。

図-3 持ち家住宅における5年間の耐震改修実施戸数の推移



※「持ち家総数」及び「昭和55年以前建築戸数」は、それぞれ平成20年、平成25年、平成30年の戸数。
 「耐震改修戸数」は昭和55年以前建築の持ち家住宅における改修戸数の過去5年毎の累計。

表-4 平成26年以降に耐震診断をしたことのある住宅(持ち家)の割合が低い都道府県

	割合
青森県	4.4%
長崎県	4.4%
秋田県	4.8%
島根県	4.9%
山口県	5.1%
沖縄県	5.1%
新潟県	5.3%
北海道	5.5%
岡山県	5.5%
佐賀県	5.5%

「平成30年住宅・土地統計調査結果」
 (総務省統計局)より

2 特定建築物の耐震化について

特定建築物(表-6)の耐震化については、平成27年度末の耐震化率89.9%から、令和2年度末の耐震化率95%を目標とし、耐震診断及び耐震改修の実施に取り組んできました。

取り組みの結果、令和2年度末現在、対象棟数2,700棟のうち2,496棟(92.4%)の特定建築物が耐震性を有していると推計されております。

表-5 特定建築物の耐震化率の推計値

	目標耐震化率	【実績】耐震化率
特定建築物	95%(令和2年度末)	92.4%(令和2年度末)

今後の特定建築物の耐震化促進に向け、【令和7年度の耐震化率95%】を目標とし、特に民間の特定建築物において、耐震化が図られるよう、耐震診断及び耐震改修の実施について、助言・指導等を行います。

図-4 特定建築物の耐震化率の目標及び現状

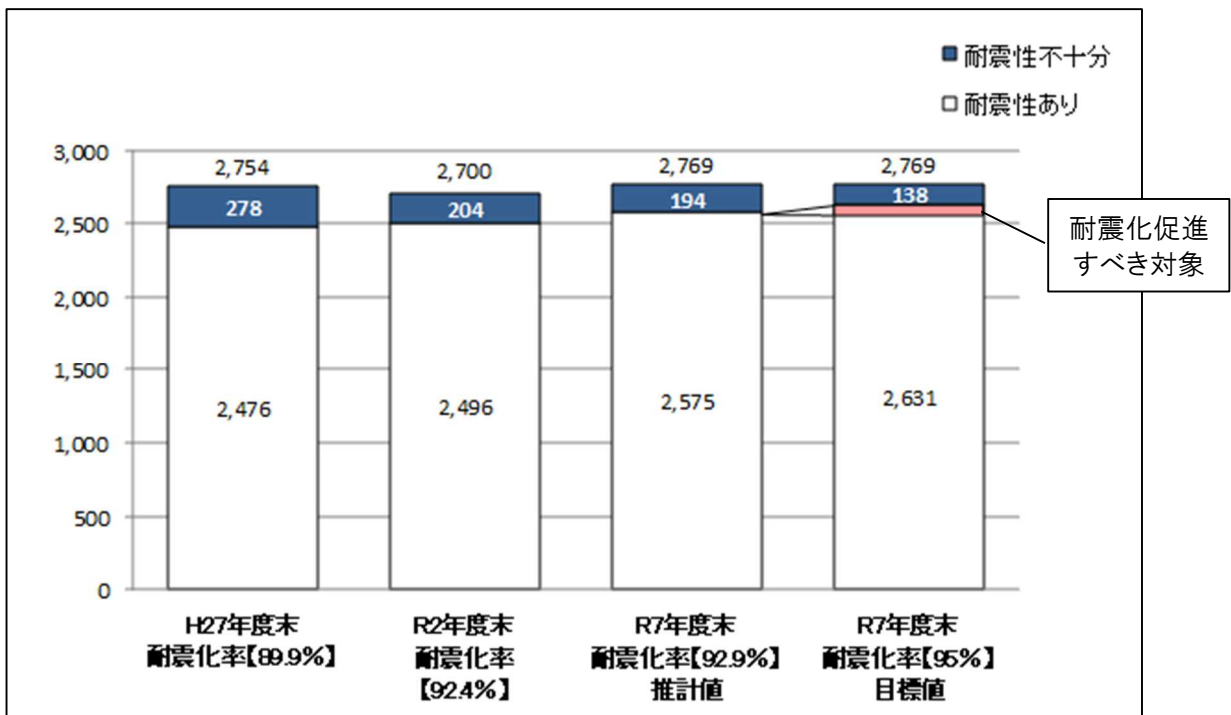


表-6 特定建築物一覧

用途	耐震改修促進法 第14条第1号、第2号	同法第15条第2項	同法附則第3条第1項 ※義務化対象は旧耐震建築物	
	特定既存耐震不適格 建築物の要件	指示対象となる特定既存 耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務化の 対象建築物の要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ3,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類 する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉 ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉 センターその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
幼稚園、保育所				
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類す るサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供す るもの				
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又 は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上 必要な建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯 蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存 する建築物に限る)	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				

3 公共建築物の耐震化について

公共建築物は、県及び市町村の庁舎をはじめ、学校や公営住宅などを含み、災害時の災害対策拠点や避難施設としての利用が想定されています。そのため、平常時の利用者の安全確保はもちろんですが、災害時の避難施設としての機能確保の観点からも、早急かつ確実に耐震化を進める必要があることから、県所有の特定建築物については、平成 27 年度までに耐震化率 100%を目標として、平成 18 年度からの 10 年間に、耐震診断及び耐震改修の実施を計画的に推進してきました。第2期計画においても、令和2年度までに耐震化率 100%を目標として引き続き耐震化を推進してきました。

また、市町村所有の特定建築物についても、同様の視点から、各市町村において市町村耐震改修促進計画を定め、速やかな耐震化の実現に努めてきました。

取り組みの結果、令和 2 年度末における、県及び県内各市町村の所有する特定建築物の耐震化状況は、表-7 のとおりです。

表-7 県内における公共特定建築物の耐震化状況

R3.3.31現在

所有主体	旧耐震棟数 a	耐震診断 実施棟数 b	耐震性が確認 された棟数 c	耐震改修 実施棟数 d	新耐震棟数 e	耐震診断 実施率 (b+e)/(a+e)	耐震化率 (c+d+e)/(a+e)
県	(159) 138	(152) 138	(67) 65	(79) 73	(237) 243	(98.2%) 100.0%	(96.7%) 100.0%
市町村	(564) 532	(515) 497	(152) 141	(334) 346	(680) 690	(96.1%) 97.1%	(93.7%) 96.3%
合計	(723) 670	(667) 635	(219) 206	(413) 419	(917) 933	(96.6%) 97.8%	(94.5%) 97.2%

建物用途	旧耐震棟数 a	耐震診断 実施棟数 b	耐震性が確認 された棟数 c	耐震改修 実施棟数 d	新耐震棟数 e	耐震診断 実施率 (b+e)/(a+e)	耐震化率 (c+d+e)/(a+e)
学校	(479) 438	(469) 438	(122) 113	(334) 325	(509) 515	(99.0%) 100.0%	(97.7%) 100.0%
病院	(5) 2	(2) 1	(0) 0	(1) 1	(26) 27	(90.3%) 96.6%	(87.1%) 96.6%
庁舎等	(56) 51	(45) 47	(7) 7	(31) 35	(44) 50	(89.0%) 96.0%	(82.0%) 91.1%
公営住宅	(73) 73	(72) 72	(58) 58	(13) 14	(125) 125	(99.5%) 99.5%	(99.0%) 99.5%
その他	(110) 106	(79) 77	(32) 28	(34) 44	(213) 216	(90.4%) 91.0%	(86.4%) 89.4%
合計	(723) 670	(667) 635	(219) 206	(413) 419	(917) 933	(96.6%) 97.8%	(94.5%) 97.2%

※カッコ内はH28.3.31時点の状況。

なお、県所有の特定建築物の耐震化状況は、表-8 のとおりです。学校施設の改築及び統廃合に伴う建築工事の竣工等により、平成 30 年度末に耐震化率が 100%に達しています。

表-8 県所有特定建築物の耐震化状況

R3.3.31現在

建物用途	旧耐震棟数 a	耐震診断 実施棟数 b	耐震性が確認 された棟数 c	耐震改修 実施棟数 d	新耐震棟数 e	耐震診断 実施率 (b+e)/(a+e)	耐震化率 (c+d+e)/(a+e)
学校	(86)	(79)	(20)	(54)	(108)	(96.4%)	(93.8%)
	73	73	21	52	113	100.0%	100.0%
病院	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(100.0%)	(0.0%)
	0	0	0	0	0	—	—
庁舎等	(20)	(20)	(4)	(16)	(16)	(100.0%)	(100.0%)
	19	19	4	15	17	100.0%	100.0%
公営住宅	(29)	(29)	(29)	(0)	(48)	(100.0%)	(100.0%)
	29	29	29	0	48	100.0%	100.0%
その他	(23)	(23)	(14)	(9)	(65)	(100.0%)	(100.0%)
	17	17	11	6	65	100.0%	100.0%
合計	(159)	(152)	(67)	(79)	(237)	(98.2%)	(96.7%)
	138	138	65	73	243	100.0%	100.0%

※カッコ内はH28.3.31時点の状況。

特定建築物に該当する規模の公共施設については、利用者の安全確保としてはもちろん、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設となり得ることから、市町村においても所有建築物の耐震化について引き続き計画的に取り組む必要があります。

第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震化の促進に関する基本方針

住宅・建築物の所有者及び管理者(以下「建築物所有者等」と表現します。)は、地震により住宅・建築物の被害が生じた場合、自らの生命や財産はもちろん、倒壊により隣接する建築物に被害をもたらすほか、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、地震防災対策として耐震化に主体的に取り組むことが必要です。

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物所有者等が建築物の安全対策を、自らの問題として意識的に取り組むことが不可欠です。そのため、住宅・建築物に対する防災意識の向上・啓発を第一として、耐震診断や改修を行うための環境整備や必要な施策を実施することとします。

2 県・市町村・県民(建築物所有者等)・関係団体の役割

(1) 県の役割

県は、県全体の耐震改修促進計画を策定し、市町村や関係団体と連携を図り、建築物所有者等に対する啓発、情報提供及び相談体制の整備を行うほか、公共的な観点から必要があると認められる場合には、耐震化に要する費用負担の軽減を目的とした財政的支援を検討し、耐震化の促進のための環境整備に努めます。併せて、県所有建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に実施します。

また、市町村が実施する耐震化の促進に向けた取り組みに対して、指導、助言等による支援を行います。

(2) 市町村の役割

市町村は、県の耐震改修促進計画を踏まえ、地域の実情に即した市町村耐震改修計画を策定し計画の進捗を図るとともに、建築物所有者等に対する啓発・誘導、相談窓口のための環境整備に努めます。また、住宅・建築物の耐震化に要する費用負担軽減のため、主体的な支援の実施に努めます。

(3) 県民(建築物所有者等)の役割

建築物所有者等は、建築物の耐震化が自分のみならず地域の防災・安全のための問題であることを認識して所有建築物の耐震化に取り組む必要があります。

なお、耐震改修促進法及び県計画により耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務化された建築物の所有者等は、期限までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁^(※1)に報告する必要があります。

(4) 関係団体の役割

建築関係団体及び建築士関係団体は、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストック形成に取り組む、耐震化に関する技術力向上に努めます。また、建築物所有者等による相談に対応するほか、適切な知識の普及啓発を行います。

※1. 県及び秋田市、横手市。なお、大館市又は大仙市における建築基準法第6条第1項第4号に規定される小規模な建築物については、当該市が所管行政庁になります。

3 耐震化の促進を図るための施策

(1) 情報提供と普及啓発、相談窓口の整備

住宅(戸建て住宅・共同住宅等)の耐震化を促進するために、地震防災に対する住宅の耐震化の重要性等について、住宅の所有者への普及啓発に努めます。

また、県では、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する相談窓口を平成7年より常設しています。県内の各市町村における相談窓口の整備についても指導・助言を行ってきましたが、令和2年4月1日現在、約2割の市町村で未整備となっています。より多くの相談窓口で気軽に相談できるような環境整備に向けて、全ての市町村に相談窓口が設置されるよう引き続き情報提供や指導等を行っていきます。

(2) 地震防災マップの作成・公表及び活用

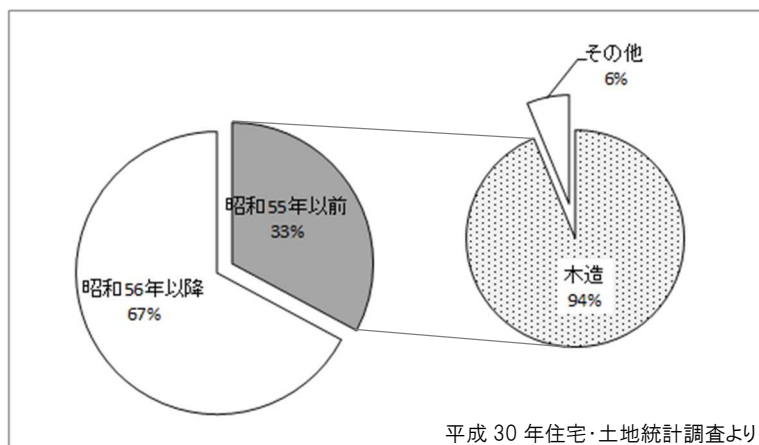
地震対策に対する建築物所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」と表現します。)の作成・公表が有効です。地震防災マップは、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとし、地域の実情に応じて、避難所の位置や避難路における危険箇所も含めて作成することが重要です。

地震防災マップは、令和2年4月1日現在、約6割の市町村で未作成となっています。今後、各市町村において、地域における地震発生時の危険箇所の点検等を通じて、すべての市町村が地震防災マップを作成・公表することが望まれます。

(3) 木造住宅の耐震化への支援

「秋田県地震被害想定調査」(平成25年8月)において、人的被害の要因として建築物の倒壊によるものが約9割を占めると想定されています。一方、県内では図-5のように、旧耐震基準(昭和56年以前)により建築された住宅が約33%あり、そのうち木造住宅の割合が94%を占めており、これら木造住宅の耐震化は地震発生時の人的被害の軽減に大きく寄与するものと考えられます。

図-5: 秋田県における住宅の建築時期及び木造住宅の割合



そのため、居住者のみならず地域全体の安全性の向上を目的として、これら木造住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対し、市町村と連携して「木造住宅耐震改修等事業^(※1)」による助成を行い、耐震化の促進に努めます。

また、住宅の耐震改修の重要性や、住宅リフォーム工事との一体的な耐震改修工事の実施について、引き続き建築関係団体や県内各市町村との連携により意識啓発に努めます。

(4) 不特定多数の者及び高齢者等の避難弱者が利用する大規模建築物等の耐震化の促進について

不特定多数の者や高齢者等が利用する大規模建築物及び一定量以上の危険物を貯蔵する大規模建築物等については、地震により倒壊した場合に利用者はもとより周辺地域に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、耐震改修促進法附則第3条第1項により耐震診断の実施及び結果の報告が義務化されました。

所管行政庁は、耐震改修促進法附則第3条第3項に基づき、当該報告内容の速やかな公表に努め、また、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上が必要であると認められるときには、所管行政庁は耐震改修に対する指導及び助言等を行います。

(5) 防災拠点建築物^(※2)の耐震化の促進について

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定より、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な建築物として、次の方針に基づき「防災拠点建築物」を県計画に記載しております。

防災拠点建築物の指定方針

昭和 56 年5月 31 日以前の旧耐震基準で建てられた建築物のうち、次の1～4に該当する建築物を防災拠点建築物として指定します。

1. 災害時の応急対策活動拠点
 - 県及び市町村災害対策本部が設置される建築物
 - 秋田県地域防災計画における広域防災拠点のうち1次物資集積拠点
2. 秋田県地域防災計画における災害拠点病院
3. 市町村地域防災計画における指定避難所^(※3)のうち、耐震改修促進法第15条第2項に該当する建築物
4. その他知事が必要と認めるもの

※1. 木造住宅の耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部を補助する事業。

※2. 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定による、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物をいう。

※3. 災害対策基本法第49条の7の規定による指定避難所の指定を受けた、あるいは、指定を受ける見込みの施設。

県計画における記載対象建築物は表-9 のとおりですが、全ての施設の所有者から耐震診断の結果について報告を受けており、その結果を県のホームページにおいて公表しております。

なお、耐震診断により耐震性の向上が必要と判断された施設については、概ね耐震改修工事若しくは建替工事が行われております。未改修の施設については、引き続き耐震化の促進について指導及び助言を行います。

表-9 耐震改修促進法第5条第3項第1号による記載対象建築物一覧

			R5.3 現在
	No.	施設名称	所在市町村名
災害 対策 本部	1	北秋田市役所庁舎	北秋田市
	2	仙北市役所 田沢湖庁舎	仙北市
市 町 村 指 定 避 難 所	3	河辺体育館	秋田市
	4	雄和体育館	秋田市
	5	有浦小学校 管理・普通教室棟(棟1)	大館市
	6	第一中学校 管理棟(棟2)	大館市
	7	第一中学校 管理棟(棟3)	大館市
	8	長木小学校 特別教室棟(棟2)	大館市
	9	南小学校 普通・特別教室棟(棟1-2)	大館市
	10	比内中学校 普通教室棟(棟1-1)	大館市
	11	角館東地区公民館(旧角館東小学校 校舎棟)	仙北市
	12	上小阿仁村健康増進トレーニングセンター	上小阿仁村
そ の 他	13	協働大町ビル	秋田市

(6)大規模な地震が発生した場合にその通行を確保すべき道路について

県では、「秋田県地域防災計画」における「緊急輸送道路」を、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく道路として指定しております。その中で、優先的に耐震化を推進する必要がある路線に関しては、今後関係市町村と検討していくこととします。

なお、避難路、通学路等は地域生活に密着した道路であるため、同法第6条第3項第1号及び第2号に基づき、市町村耐震改修促進計画において、地域の実情に応じて選定することが望まれます。

4 地震時の総合的な安全対策

(1)家具の転倒防止

地震による家具の転倒防止の重要性について、相談窓口や市町村・関係団体を通じて周知します。

(2)ブロック塀の倒壊防止

ブロック塀の倒壊防止に向けて、建築物防災週間における防災パトロールの機会等を通じて、危険性の高いブロック塀の把握・改善指導を行います。

また、危険なブロック塀を撤去又は改修について、国の補助制度の活用を市町村に周知し、危険箇所の改修の促進に努めます。

(3)窓ガラス、外壁、天井等非構造部材の脱落防止対策

窓ガラス落下の危険性のある建築物及び外壁等の落下の恐れがある建築物については、建築物防災週間における防災パトロールの機会等を通じて、建築物の所有者に対して適正な維持管理の啓発及び指導を行います。

また、広い空間を有する建築物の天井脱落防止については、定期報告などの機会を通じて、建築物の所有者等に脱落対策の必要性を周知します。

(4)エレベーター等の安全対策

近年発生した地震を踏まえて、建築基準法が改正され、新たに設置するエレベーターやエスカレーターについては、地震時管制運転装置の設置や脱落防止措置が義務づけられましたが、建築基準法改正前の旧基準により設置された「既存不適格」のエレベーターやエスカレーターが多く存在していることから、それらが設置されている建築物の所有者等に対し、定期報告制度等の機会を捉えて、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導を行います。

(5)その他

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するために、市町村の実施する「がけ地近接等危険住宅移転事業^(※1)」へ支援を行い、危険住宅の移転を促進します。

※1. がけ崩れなど危険な区域に建つ住宅の移転に対して、除却費や移転先の建設に要する経費等の一部を補助する事業。

第5 計画の推進に向けて

1 法に基づく指導・助言等

(1)耐震診断が義務化される建築物への対応

耐震改修促進法附則第3条第1項により耐震診断が義務化された「要緊急安全確認大規模建築物」及び本計画第4-3(5)にて耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」について、所管行政庁は建築物の所有者に対して個別に通知を行い、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び診断結果の報告を義務付けており、報告結果に応じて必要な指導及び助言等を行います。

(2)耐震改修促進法による指導・助言等の実施

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について耐震化の努力義務が課されました。

そのため、所管行政庁は、耐震改修促進法第 15 条第1項及び第 16 条第2項により、建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に対し必要な指導及び助言を行います。

(3)建築基準法による指導等の実施

耐震改修促進法第 12 条第3項または第 15 条第3項の規定による公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等の必要な対策を実施しない場合は、必要に応じて建築基準法の規定に基づき指導等を行うことを検討します。

2 市町村耐震改修促進計画

耐震改修促進法第6条第1項により、基礎的自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされています。県の計画にならい、県内市町村の多くが耐震改修促進計画を策定し耐震化の推進に取り組んできました。それらの多くが令和2年度末で計画期間を終了することから、令和3年度以降を計画期間とする新たな計画の策定(または改定)、また、未策定の市町村においては早期に計画を策定することが必要です。

市町村耐震改修促進計画においては、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定のほか、耐震改修促進法第6条第3項第1号または第2号の規定に基づく避難路等の指定など、地域の状況を踏まえた計画として積極的かつ具体的な計画を作成することが望まれます。

県では、計画の推進にあたって、県内市町村との連携のため、必要に応じて連絡会議等を開催するほか、連絡会議等を通じて、市町村耐震改修促進計画の策定及び改定にあたり、必要な助言や支援を行います。

3 関係団体との連携

県は、市町村、建築物所有者等及び建築関係団体と適切な役割分担の下、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組みます。